



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社滝澤鉄工所
代表者名 代表取締役社長 原田 一八
(コード番号 6121 東証 第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理部長 林田 憲明
(TEL. 086-293-6111)

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会に、株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とし、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会において、下記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更することにあわせて、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10 株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- | | |
|------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・割合 | 平成 29 年 10 月 1 日(日)を効力発生日とし、同年 9 月 30 日(土)(実質上は同年 9 月 29 日(金))の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき1株の割合をもって併合いたします。 |

③併合後の発行可能株式総数 14,000,000株（併合前 140,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	65,781,228株
株式併合により減少する株式数	59,203,106株
株式併合後の発行済株式総数	6,578,122株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 388 名（その所有株式数 849 株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有する株主様は、株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、自己の有する単元未満株式を買取を当社に請求することができます。

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	7,653 名 (100.0%)	65,781,228 株(100.000%)
10 株未満(1株～9株)所有株主	388 名 (5.1%)	849 株(0.001%)
10 株以上所有株主	7,265 名 (94.9%)	65,780,379 株(99.999%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条第 1 項の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会において、本株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会において、上記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とし、以下のとおり変更されます。

（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	現行定款
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>1億4,000万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>1,400万株</u> とする。
第7条（単元株式数および単元未満株式があるときの買増制度） 1. 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数および単元未満株式があるときの買増制度） 1. 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

現行定款	現行定款
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

4. 単元株式数の変更、株式の併合、定款の一部変更の日程

平成 29 年 5 月 15 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 23 日(予定) 定時株主総会決議日

平成 29 年 10 月 1 日(予定) 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款の一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更の意味と目的は何ですか。

全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

Q2 株式併合の意味と目的は何ですか。

全国証券取引所では、投資家にとって望ましい投資単位の水準を、5万円以上 50 万円未満としており、単に当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、当社株式投資単位を適切な水準で維持することを目的に、単元株式数の変更とあわせて、10 株を1株に株式併合することを予定いたしております。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年9月 30 日(土)の最終の株主名簿に記載された株式数の 10 分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき1個となります。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3個	300 株	3個	なし
例②	1,025 株	1個	102 株	1個	0.5 株
例③	1,000 株	1個	100 株	1個	なし
例④	555 株	0個	55 株	0個	0.5 株
例⑤	163 株	0個	16 株	0個	0.3 株
例⑥	1 株	0個	0株	0個	0.1 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記例②、④、⑤、⑥のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合(上記例⑥のような場合)は、株式併合により、全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生(平成 29 年 10 月1日)前に、単元未満株式の買取り制度をご利用くださることにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q5 株式併合は、株式の資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の動向な

ど他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。これは、株式併合後においては、株主様をご所有する当社株式数は、株式併合前の 10 分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

Q6 受け取る配当金額は、どうなりますか。

株主様をご所有する当社株式数は、株式併合により 10 分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、株式併合(10 株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7 株主は、何か手続きをしなければならないのですか。

株主様に特段のお手続きの必要はございません。

Q8 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえるのですか。

市場で売買ができない単元未満株式をご所有する株主様は、株式併合の効力発生前と同様に単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話番号： 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間： 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上